

2021年度 第2回九大本番レベル模試(教法経) 国語 採点基準

全問題に共通する基準

国語の答案については次のように採点します。

- 1 次の各項に該当するものは、配点はないものとし、形式上の不備として、その設問の得点から一箇所について1点ずつ減点します。ただし、配点を越える減点はしないこととします。
 - a 誤字脱字。同じ漢字を複数回誤っても同一の大問の中では2回目以降はカウントしないこととします。脱字は一箇所につき1点の減点とします。
 - b 文を記述する設問で文末の句点の抜けている場合も脱字とし1点減点します。
 - c 字数指定のあるとき、最後のマス目まで文字が書いてある場合も脱字とし1点減点します。
 - d 字数指定のあるとき、最後のマス目に文字と句点を同居させている場合。これは本来字数超過で3bから0点とすべきですが脱字とし1点の減点に留めます。
 - e 字数指定のあるとき、一マスに記述記号と文字を同居させたり、あるいは吹き出し用いたり二重線で消したりするなど、解答欄を不適切に用いたものは、原則としてそれぞれ1点の減点とします。
 - f 不適切な文末処理。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないもの。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなど。ただし、「ことである。」「などの表現も」「こと」で結んでいるものと認めます。また、「から」で結んでいるものと認めます。
- ※文末の処理の仕方について各大問・各設問で異なる指示がある場合があります。不問とする場合もあれば配点されている場合もあります。
- 2 日本語の表現として不適切なものは、減点対象となります。
- 3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。
 - a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
 - b 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。
 - c 説明問題で、解答が途中で終わっているもの。
- 4 記述式の設問は、原則として採点基準に従い部分点を与えますが、本文の趣旨と採点基準の考え方からして誤りが認められる場合、配点の範囲内で減点される場合もあります。

☆【一】・【二】の現代文の配点は、「内容点」(ABC・・・)と「構造点」(XYZ・・・)で構成されます。また、内容点は各条件内に要素(①②③・・・)が3つ以上あり、得点がある場合、満点の範囲内で要素点が1点プラスされます。

【一】(評論) 採点基準 (合計≒60点)

問1 7点

(模範解答例)

A①〇1点 A②〇1点

「自由」は 好き勝手にやることと考えられがちだが、〈A2点〉

B①〇1点 B②〇1点 B③1点

それではロックの 私的所有の社会のように、 世の中が無秩序に陥ると考えたから。〈B3点〉

X 〈分析〉〇〓〈B①、B②のいずれか〉+B③に〇 ↓+1点

Y 〈逆説〉〇〓AとBの両方の要素があり、意味が成立している。↓+1点

(内容【5点】+構造【2点】≒7点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、Bは条件同士において部分採点可能であり、また各条件内においては左に示す形で部分採点可能とする。
(5点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。
(2点)

A 『自由』は好き勝手にやることと考えられがちだが、「(2点)

※ 傍線部の理由説明をする一方の条件。

① 『自由』は「の要素で1点。

○ 『自由』とは「『自由』であることは」などでも可。

× 『自由』のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「好き勝手にやることと考えられがちだが、「の要素で1点。

○ 「好き勝手にやっていいと思われがちだが、「自分勝手に行動していいと考えられがちだが、「などでも可。

× 「好き勝手」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 「それではロックの私的所有の社会のように、世の中が無秩序に陥ると考えたから。」(3点)

※ 傍線部の理由説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「それではロックの」の要素で1点。

○ 「そうであればロックによる」「それはロックの言う」などでも可○。

× 「ロック」の成分が入っていないければ×0点。

② 「私的所有の社会のように、「の要素で1点。

○ 「私的所有制の社会のように、「私的な所有を前提とする社会のごとく、「などでも可○。

- ✖ 「私的所有」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。
- ③ 「世の中が無秩序に陥ると考えたから。」の要素で1点。
- 「世の中が混乱に陥るとみなしたから。」「世界が秩序を失ってしまうと思ったから。」などでも可。
- ✖ 「無秩序」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

問2 9点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

A③○1点

ルソーに始まり、

カント等にも引き継がれた、

共同体成員として法を忠実に守り、

A④○1点

A⑤○1点

他者と協力し合うことという

「真の自由」が、

〈A5点〉

X〈分析〉〈A①、A②の少なくとも一方〉、〈A③、A④の少なくとも一方〉、〈A⑤〉の3つの内の2つ以上 ○

↓1点

B○1点

法を守ることで 〈B1点〉

C○1点

逆に「自由」を束縛するように見えること。

〈C1点〉 〈A+B+C〓7点〉

Y○〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ↓A・B・Cのうち2つ以上に得点があり、意味が成立していれば+1点

(内容【7点】+構造【2点】〓9点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A内では左に示す形で、部分採点可能とする。(7点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素、条件を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「ルソーに始まり、カント等にも引き継がれた、共同体成員として法を忠実に守り、他者と協力し合うことという『真の自由』が、」〈5点

※ 傍線部を説明するための話題の条件。

① 「ルソーに始まり、」の要素で1点。

○ 「ルソーを源として、」「ルソーに由来し、」などでも可○1点。

✖ 「ルソー」の成分が入っていないければ✖0点。

② 「カント等にも引き継がれた、」の要素で1点。

○ 「カントなどの思想家にも引き継がれた、」「カントなどが継承した、」などでも可○1点。

✖ 「カント」の成分が入っていないければ✖0点。

③ 「共同体成員として法を忠実に守り、」の要素で1点。

○ 「共同体の一員として法を遵守し、」「共同体の成員である以上法を守り、」などでも可○1点。

✖ 「共同体成員として法を守る」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

- ④ 「他者と協力し合うことという」の要素で1点。
- 「他者との協力を意味するという」「他者との相互協力という」などでも可○1点。
 - ✕ 「他者との協力」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。
- ⑤ 『真の自由』が、「の要素で1点。
- 「本当の『自由』が、「真実の『自由』といわれているものが、「などでも可○1点。
 - ✕ 『真の自由』のニュアンス成分が入っていないければ✕0点。

B 「法を守ることで」〈1点〉

- ※ 傍線部を説明すべく、Aを説明する一方の条件。
- 「法の遵守によって」「法に従うことで」などでも可○1点。
- ✕ 「法を守る」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

C 「逆に『自由』を束縛するように見えること。」〈1点〉

- ※ 傍線部を説明すべく、Aを説明する、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。
- 「反って『自由』が奪われるように見えること。」「逆に『自由』を拘束するように見えること。」などで可。
- ✕ 『自由』の束縛」のニュアンス成分が入っていないければ✕。

問3 9点

(模範解答例)

A①○1点

まず、時々^の欲望に左右されるのではなく、「自律」つまり自分が自分だけで決める

A②○1点

姿勢を持つこと、〈A〓2点 X〇〈分析〓分けること〉↓A①と②が〇(〓A2点のとき) +1点

B①○1点

他方で、勝手気ままに振る舞う個人ではなく、

B②○1点

協同体の一員となって、 人民の「一般意

B④○1点

志を体现し、 共同体の法に従うことが必要である。 〈B〓4点〉

Y〇〈分析〓分けること〉↓B①と【B②〓④の1つ以上】が〇(〓B①を含み、Bが2点以上するとき) +1点

Z〇〈分析〓分けること〉↓AとBにそれぞれ得点があるとき +1点

(内容【A2点+B4点】+構造【X1点+Y1点+Z1点】〓6点+3点〓9点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、Bは、条件同士において、また各条件内においては左に示す形で、部分採点可能とする。(6点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点)

A 「まず、時々^の欲望に左右されるのではなく、「自律」、つまり自分が自分だけで決める姿勢を持つこと、

※ 傍線部を実現するための一方の条件。

- ① 「まず、時々**の欲望に左右されるのではなく、**」の要素で1点。
 ○ 「一方で、欲望によって動かされるのではなく、」まず、その時の欲望に流されるのではなく、」などでも可。
 ※ 「欲望の抑制」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
 ② 『自律』つまり自分が自分だけで決める姿勢を持つこと、」の要素で1点。
 ○ 「他人によらず、自分が自分だけで決めること、」自分で自分を律すること、」などでも可。
 ※ 『自律』のニュアンスの成分が入っていなければ×。

B 「他方で、勝手気ままに振る舞う個人ではなく、共同体の一員となって、人民の一般意志を体現し、共同体の法に従うことが必要である。」〈4点〉

※ 傍線部を実現するための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

- ① 「他方で、勝手気ままに振る舞う個人ではなく、」の要素で1点。
 ○ 「他方で、自分勝手に振る舞う個人ではなく、」恣意的に振る舞う特殊な個人ではなく、」などでも可。
 ※ 「勝手気ままな個人」の否定のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
 ② 「共同体の一員となって、」の要素で1点。
 ○ 「共同体の成員となって、」共同体の構成員になって」などでも可。
 ※ 「共同体の一員」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
 ③ 「人民の一般意志を体現し、」の要素で1点。
 ○ 「人民の一般意志を自分の意志にして、」人民の一般意志を意志し、」などでも可。
 ※ 「一般意志の体現」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。
 ④ 「共同体の方に従うことが必要である。」の要素で一転。
 ○ 「共同体の法を遵守することが必要である。」共同体の法を守って行動することを要する。」などでも可。
 ※ 「共同体の法に従う」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

問4 16点

(模範解答例)

A ○1点

ハーリンは 〈A1点〉

B ①○2点

B ②○2点

ルソーが「自由」と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、」 〈B6点〉

B ③○2点

「自由」と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、」 〈B6点〉

X ○ 〈分析〉 B ①〜③のうち2つ以上○→+1点

C ①○2点

C ②○2点

一方、「消極的自由」〈からの自由〉が、 ロック以来、近代社会の中で機能してきたも

C ③○2点

のであり、 何らかの束縛から人間を解放する点を評価したという点。 〈6点〉

Y 〈分析〉 C ①〜③のうち2つ以上○→+1点

Z 〈分析〉 A〜Cの条件のうち2つ以上の条件に○→+1点

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内では左に示す形で、部分採点可能とする。(7点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、条件、要素の組み合わせの意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点)

A 「バーリンは、」へ1点

※ 傍線部の説明をするための〈主体〉明示の条件。

※ 「バーリン」の成分が入っていないければ✕。

B 「ルソーがいうような『積極的自由(〜)への自由』が、何かの規範へと自分をあてはめるものであり、「自由」と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、」へ6点

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの主張を〈notP～butQ〉の構文で説明していくための〈notP〉の条件。

① 「ルソーがいうような『積極的自由(〜)への自由』が、」の要素で2点。

○ 「ルソーのいう『積極的自由』が、」ルソーが主張する『〜の自由』が、」などでも可○。

※ 「ルソー」『積極的自由(〜)への自由』の二成分のニュアンスが入っていないければ✕0点。

② 「何かの規範へと自分をあてはめるものであり、」の要素で2点。

○ 「何かの規範へと人間を流し込むものであり、」何らかの規範に自分を従属させるものであり、」などでも可○。

※ 「規範へのあてはめ」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

③ 『自由』と言いながら人間を規範に拘束してしまう点を批判し、」の要素で2点。

○ 『自由』を訴えながら人間を規範で縛ってしまう点を非難し、」『自由』を主張しながら人間を規範の支配下に置いてしまう点を論断し、」などでも可○。

※ 『自由』を語る」「規範による拘束」「批判」の三成分のニュアンスが入っていないければ✕0点。

C 「一方、『消極的自由(〜)からの自由』が、ロック以来、近代社会の中で機能してきたものであり、何らかの拘束から人間を解放する点を評価したということ。」へ6点

※ 傍線部の理由説明をすべく、Aの主張を〈notP～butQ〉の構文で説明していくための〈butQ〉の条件。

① 「一方、『消極的自由(〜)からの自由』が、」の要素で2点。

○ 「他方で、消極的自由が、」一方、『〜からの自由』が、」などでも可○。

※ 『消極的自由(〜)からの自由』のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

② 「ロック以来、近代社会の中で機能してきたものであり、」の要素で2点。

○ 「ロック以後の近代社会で有意味の働きをしてきたものであり、」近代社会でロック以後有効とみなされてきたものであり、」などでも可○。

※ 「ロック以来、機能してきた」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

③ 「何らかの束縛から人間を解放する点を評価したということ」の要素で2点。

○ 「何かの拘束から人間を解放する点を評価つけたということ。」人間をなんらかの不自由から解放放つ点を肯定したということ。」などでも可○。

※ 「束縛からの解放」「評価」の二成分のニュアンスが入っていないければ✕0点。

(模範解答例)

A〇1点

「言論の自由」は、〈A 1点〉

B〇2点

その弾圧への反対を叫べば無条件に正しいように聞こえるが、〈B 2点〉

C①〇2点

その自由は、誰も真理は知りえないという根拠不十分な不可知論を前提にしており、

C②〇1点

C③〇1点

C④〇2点

またその前提を認めても、正しいことを言う意志がなければ、無秩序を招く疑いがあるといふこと。〈C 6点〉

X〈分析〉C①〇(必須) + C②〇④のうち、1つ以上〇↓+1点

Y〈逆説〉A〇Cの条件のうち2つ以上〇↓+1点

(内容【9点】+構造【2点】=11点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件C内では左に示す形で、部分採点可能とする。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 『言論の自由』は、〈1点〉

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

※ 『言論の自由』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「その弾圧への反対を叫べば無条件に正しいように聞こえるが、」〈2点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく一方の条件。

○ 「言論への弾圧に抵抗すれば絶対的に正しいように見えるが、」それが弾圧されることに反抗すれば前提的に正しいように思えるが、「などでも可。

※ 「言論弾圧に反対」「無条件に正しい」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

C 「その『自由』は、誰も真理は知りえないという根拠不十分な不可知論を前提にしており、またその前提を認めても、正しいことを言う意志がなければ無秩序を招く疑いがあるといふこと。」〈6点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく、Bとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「その『自由』は、誰も真理は知りえないという根拠不十分な不可知論を前提にしており、」の要素に2点。

- 「その自由は、誰も真理は確認できないという根拠の曖昧な不可知論を土台にしており、「その自由は、誰も真理を判断し得ないという無条件に正しいとはいえない不可知論に依拠しており、「などでも可○。
✖ 「自由」「根拠不十分な不可知論」のニュアンスの二成分がそろっていないければ✖0点。

② 「またその前提を認めても、「の要素に1点。

- 「仮にその前提に立つとしても、「それを認めたとしても、「などでも可○。
✖ 「不可知論の是認」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

③ 「正しいことを言う意志がなければ」の要素に1点。

- 「正しい発言をしようとする意志がない」「正義を語ろうとする意志がなければ」などでも可○。
✖ 「正しいことをいう意志」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

④ 「無秩序を招く疑いがあるということ。」の要素に2点。

- 「混乱に陥る疑いがあるということ。」「秩序喪失を招きかねないということ。」などでも可○。
✖ 「無秩序を招く」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

問6 8点

(模範解答例)

A①○2点

A②○2点

ロックとルソーの「自由」の意味は 鋭く対立しており、〈A 4点〉

B①○1点

B②○2点

どちらの意味で理解するかで、 目指すべき社会像が全く違っているか否か。〈B 3点〉

X〈分析〉A・B両方に○有り↓+1点

(内容【7点】+構造【1点】=8点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、Bは条件同士において、また各条件内では左に示す形で、部分採点可能とする。(7点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(1点)

A 「ロックとルソーの『自由』の意味は鋭く対立しており、」〈4点〉

※ 傍線部を説明する〈因果関係〉の〈因〉の条件。

① 「ロックとルソーの『自由』の意味は」の要素に2点。

- 「ロックとルソーにおける『自由』と言う言葉の意味は」「ロックとルソーにとって『自由』の概念は」
などでも可○。

✖ 「ロックとルソー」「『自由』の意味」の二成分のニュアンスが入っていないければ✖。

② 「鋭く対立しており、」の要素に2点。

- 「正反対とも言うべきものであり、」「矛盾する関係にあり、」などでも可○。
✖ 「鋭く対立」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

B 「どちらの意味で理解するかで、目指すべき社会像が全く違ってくるから。」〈3点〉

※ 傍線部を説明する〈因果関係〉の〈果〉の条件。

① 「どちらの意味で理解するかで、」の要素に1点。

○ 「どちらの概念を採用するかで、」「どちらの考え方を採るかで、」などでも可○。

× 「意味の選択」のニュアンスの成分が入っていないなければ×0点。

② 「目指すべき社会像が全く違ってくるから。」の要素に2点。

○ 「よしとすべき社会のイメージが全くの別物となってしまうから。」「目標となる社会像が全く別の様相となるから。」などでも可○。

× 「社会像」「全く違う」の二成分のニュアンスが入っていないければ×0点。

【二】 現代文（評論） 採点基準（合計60点）

問1 9点

（模範解答例）

A①○1点

A②○1点

A③○1点

絵に描かれた波の部分が 他の部分と特別な関係性のもとに

有機的に結合され、

A④○1点

生物学的な生命が宿っている感じを与えており、〈A4点〉

X○〈分析〉 ≪A①≫ ≪A②・A③の内少なくとも一つ≫ ≪A④≫のうち2つ以上↓+1点

B○1点

それが絵を描いた画家の才能がもたらしたものだ〈B1点〉

Y○〈分析〉 AとBに○がある↓+1点

C○1点

と語ること。〈C1点〉

Z〈総合〉 Cが○↓+1点

（内容【6点】+構造【3点】=9点）

※ A、B、Cは条件同士において、また条件A内においては左に示す形で、部分採点可能とする。（6点）

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。（3点）

☆各加点要素の加点の条件

A 「絵に描かれた波の部分が他の部分と特別な関係性のもとに有機的に結合され、生物学的な生命が宿っている感じを与えており、」〈4点〉

※ 傍線部を説明するための〈客体〉の条件。

① 「絵に描かれた波の部分が」の要素に1点。

○ 「絵に描かれた波濤の部分が」「絵の中の波の部分が」

※ 「絵の波の部分」に相当するニュアンスの成分が入っていないければ✕。

② 「他の部分と特別な関係性のもとに」の要素に1点。

○ 「他の部分との密接な関係において」「他の部分と特別なつながりのもとに」などでも可○。

※ 「（他の部分との）特別な関係」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

③ 「有機的に結合され、」の要素に1点。

○ 「生き生きと結合され、」「有機的なつながりを持ち、」などでも可○。

※ 「有機的（な結合）」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

④ 「生物学的な生命が宿っている感じを与えており、」の要素に1点。

○ 「生物としての生命が存在しているかのような感じを与えており、」「生き物であるかのような様相を示し、」などでも可○。

※ 「生物学的な生命の感じ」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

B 「それが絵を描いた画家の才能がもたらしたものだ」(1点)

※ 傍線部を説明するための〈主体〉の条件。

- 「それを画家の才能がもたらしたものだ」と「それは絵を描いた画家の才能によるものだ」などでも可。
- ✖ 「画家の才能のおかげ」のニュアンスの成分が入っていないければ✖0点。

C 「と語ること」の要素 (1点)

○ 「と断言すること」「と論じること。」などでも可。

✖ 「語る」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

※ Cの内容点が○になれば、自動的にZ(統合)の構造点が○になり、1点加わる。

問2 11点

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

「この絵の波にはいのちがある」という 譬喩は「い」(2点)

B○1点

「この」の「わたし」と (1点)

C①○1点

C②○1点

あそこの「絵の波」を 截然と分けて、(2点)

X○(分析) ABCの内2つ以上に得点有り↓+1点

D①○1点

D②○1点

D③○1点

主体の「わたし」が、 客体である「絵の波」を 生命として感じ取っている、と

D④○1点

図式で語る場合もあるだろうということ。(4点)

Y(総合) Dが○↓+1点 (11点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、C、Dは条件同士で、また条件A、C、D内では左に示す形で、部分採点可能とする。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 『この絵の波にはいのちがある』という 譬喩によって、「」(2点)

※ 傍線部の説明をするための話題提示の条件。

① 『この絵の波にはいのちがある』という「」の要素で1点。

○ 「絵の波に命を見えるという」「この絵の波にいのちを感じるという」などでも可○。

✖ 「絵の波にいのちを感じる」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

② 「譬喩」によって、「」の要素で1点。

○ 「たとえによって、「メタファーによって」などでも可。

✖ 「譬喩」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

B 「この」の「わたし」と「」(1点)

※ 傍線部の説明をすべく、Aを説明してゆく〈主体〉の側の条件。

- 「こちらに『わたし』を置き、『わたし』がこちら側にいて、」などでも可○。
- ✖ 「こちらの『わたし』のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

C 「あそのこの「絵の波」を截然と分けて、」〈2点〉

※ 傍線部の説明をすべく、Aを説明してゆく〈客体〉の側の条件。

- ① 「あそのこの『絵の波』を」の要素で1点。
- 「あちらに『絵の波』を置いて」「『絵の波』があちら側にあって」などでも可○。
- ✖ 「あそのこの『絵の波』のニュアンスの成分が入っていないければ✖。
- ② 「截然と分けて、」の要素で1点。
- 「きっぱりと分けて」「はっきりと分けて」などでも可。
- ✖ 「截然と」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

D 「主体の「わたし」が、客体である「絵の波」を生命として感じ取っている、という図式で語る場合もあるだろうとこうと。」〈4点〉

※ B、Cをまとめて結論づける条件。

- ① 「主体の「わたし」が、」の要素で1点。
- 『わたし』が主体として、「主体である『わたし』が、」などでも可○。
- ✖ 「主体の『わたし』のニュアンスの成分が入っていないければ✖。
- ② 「客体である『絵の波』を」の要素。
- 「客体としての『絵の波』を」「『絵の波』を客体として」などでも可○。
- ✖ 「客体の『絵の波』のニュアンスの成分が入っていないければ✖。
- ③ 「生命として感じ取っている、」の要素。
- 「生き物のように感じ取っている、」「有機体のように感受している、」などでも可○。
- ✖ 「生命として感受」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。
- ④ 「という図式で語る場合もあるだろう」ということ。「」の要素。
- 「という構図で語ることとできるだろう」ということ。「」という枠組みで語ることもあるだろう」ということ。「」などでも可○。
- ✖ 「図式で語る」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

問3 11点

(模範解答例)

A ○1点

絵を見て本当に感動した時 〈A 1点〉

B ①○1点

B ②○1点

「いのち」を譬喩的に 対象の側に見出すのではなく 〈B 2点〉

C ①○1点

C ②○1点

C ③○1点

絵とわたし^が相互に包摂し合うような 相互作用の中で、 主観と対象が混在する、

C ④○1点

C ⑤○1点

どこかわからない場所から だしぬけに不思議な生き生きとした感覚が立ち現われるという、

C ⑥○1点

経験の場に私たちは到達してきているという、。 〈C 6点〉

X 〈弁証法〉〈C ③〉⑥の内の一つ以上→+1点

Y 〈分析〉〈A、B、C〉の三要件の内の二つ以上→+1点

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C内では左に示す形で、部分採点可能とする。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「絵を見て本当に感動した時、」〈1点〉

※ 傍線部を説明するための〈話題〉提示の条件。

- 「絵に本当の感動を覚えた時、」絵を目にして深く感動した時、」などでも可○。
- × 「絵に感動」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

B 『いのち』を譬喩的に対象の側に見出すのではなく、」〈2点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく〈notP〉の条件。

- ① 『いのち』を譬喩的に」の要素に1点。
 - 『いのち』をたとえとして『いのち』を隠喩的に」などでも可○。
 - × 『いのち』の譬喩」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ② 「対象の側に見出すのではなく、」の要素に1点。
 - 「絵の側に見出すのではなく、」対象の側へのみ関与させるのではなく、」などでも可○。
 - × 「対象の側」への否定ニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「絵とわたしが相互に包摂し合うような相互作用の中で、主観と対象が混在する、どこかわからない場所からだしぬけに不思議な生き生きとした感覚が立ち現われるという、経験の場に私たちは到達している」と。」〈6点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aを説明してゆく〈butQ〉の条件——〈弁証法 11 創造すること〉を内蔵する——。

- ① 「絵とわたしが相互に包摂し合うような」の要素に1点。
 - 「絵とわたしが互いに包摂する」「絵とわたしがお互いを吸収しあう」などでも可○。
 - × 「絵とわたしの相互包摂(相互浸透)」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ② 「相互作用の中で、」の要素に1点。
 - 「相互干渉によって、」「相互依存の関係の中から、」などでも可○。
 - × 「相互作用」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ③ 「主観と対象が混在する、」の要素に1点。
 - 「主体と客体が混在する、」「主観とものが混在する、」などでも可○。
 - × 「主客の混在」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ④ 「どこかわからない場所から」の要素に1点。
 - 「どこと確定できない場所から」「どこともつかない場から」などでも可○。
 - × 「どこかわからない場所」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ⑤ 「だしぬけに不思議な生き生きとした感覚が立ち現われるという、」の要素に1点。
 - 「突然生き生きとした生命感覚が突き上げてくるという」「突如活発な不思議な感じが噴き上げてくる」などでも可○。
 - × 「不思議な生き生きとした感覚」のニュアンスの成分が入っていないければ×。
- ⑥ 「経験の場に私たちは到達している」ということ。」「の要素に1点。
 - 「経験の次元を達成しているということ。」「体験のレベルに立ち入っているということ。」「などでも可。
 - × 「経験の場に到達」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

絵に描かれた波濤に海のいのちが躍動しているという

日常的な表現は、

B①〇1点

B②〇1点

実際には、わたしと絵を含むその

非日常的な秘密の空間に、

海がいの

ちとして躍動的に立ち現われるのに、

X〈分析〉 B① or ② + B③ ↓ + 1点

C①〇1点

C②〇1点

C③〇1点

「海のいのち」というものが、主観とは別個に存在するかのよう

錯覚させる、

Y〈逆説〉 ABCの内2つ以上に得点有り ↓ + 1点

D〇〇

マイナス効果をもたらす、

Z〈総合〉 Dが〇 ↓ + 1点

(内容【9点】 + 構造【3点】 = 12点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件A、B、C内では左に示す形で、部分採点可能とする。(9点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(3点)

A 「絵に描かれた波濤に海のいのちが躍動しているという日常的な表現は、」〈2点〉

※ 傍線部の効果を説明するための〈話題〉提示の条件。

① 「絵に描かれた波濤に海のいのちが躍動しているという」の要素に1点。

○ 「絵の中の波濤に海のいのちが躍動していると語る」「海のいのちが描かれた波濤に息づいているなどという」などでも可○。

※ 「絵に描かれた波濤に海のいのちが躍動している」のニュアンスの成分が入っていないならば✕。

② 「日常的な表現は、」の要素に1点。

○ 「ありふれた表現は、」「通常の表現は、」などでも可○。

※ 「日常的な表現」のニュアンスの成分が入っていないならば✕。

B 「実際には、わたしと絵を含むその〈あいだ〉の、非日常的な秘密の空間に、海がいのちとして躍動的に立ち現われるのに、」〈3点〉

※ 傍線部の効果を説明するための一方の条件。

① 「実際には、わたしと絵を含むその〈あいだ〉の、」の要素に1点。

○ 「実は正しくは、わたしと絵の〈あいだ〉の、」「本当は、わたしと絵の〈あいだ〉のどこか、」などでも可○。

※ 「わたしと絵の〈あいだ〉」のニュアンスの成分が入っていないならば✕。

- ② 「非日常的な秘密の空間に、」の要素に1点。
- 「日常には存在しない不思議な非空間に、」非日常的な内密の空間に、」などでも可○。
- ✕ 「非日常的な(非)空間」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。
- ③ 「海がいのちとして躍動的に立ち現われるのに、」の要素に1点。
- 「海が生き生きと活動的に出現するのに、」海がいのちもあるものとして鮮烈に現れるのに、」などでも可。
- ✕ 「海がいのちとして出現」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

C 『海のいのち』というものが主観とは別個に存在するかのよう**に**錯覚させる、」〈3点〉

※ 傍線部の効果を説明するための、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

- ① 『海のいのち』というものが「の要素に1点。
- 『海のいのち』というべきものが『海のいのち』と称されるものが「などでも可○。
- ✕ 『海のいのち』というものの「のニュアンスの成分が入っていないければ✕。
- ② 「主観とは別個に存在するかのよう**に**」の要素に1点。
- 「主観とは別に存在するかのよう**に**」「主観から独立して存在するかのよう**に**」などでも可○。
- ✕ 「主観とは別個」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。
- ③ 「錯覚させる、」の要素に1点。
- 「勘違いさせる、」「錯視させる、」などでも可○。
- ✕ 「錯覚」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。
- D 「マイナス効果をもたらす。」〈1点〉
- ※ B、Cをまとめて結論づける条件。
- 「負の効果を招く。」「誤りを招いてしまう。」などでも可○。
- ✕ 「マイナス効果」のニュアンスの成分が入っていないければ✕0点。

問5 8点

(模範解答例)

- A①○1点 A②○1点
- 尾上の鐘は 「」で鳴っているにもかかわらず、 〈A 2点〉
- B①○1点 B②○1点
- 定家には 「」のこととしては聞かえず、 〈B 2点〉
- X 〈逆説〉 ABに得点有り↓+1点
- C①○1点 C②○1点
- 定家と鐘を含むその〈あいだ〉の どこかの非空間で鳴っているように感じているとびらと。 〈C 2点〉
- Y 〈総合〉 Cが○↓+1点 (8点)

(内容)【6点】+構造【2点】=8点

☆各加点要素の加点の条件

- ※ A、B、Cは条件同士において、また各条件内では左に示す形で、部分採点可能とする。(6点)
- ※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。(2点)

A 「尾上の鐘は『ここ』で鳴っているにもかかわらず、」〈2点〉

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「尾上の鐘は」の要素に1点。

※ 「尾上の鐘」の成分が入っていなければ×0点。

② 「『ここ』で鳴っているにもかかわらず、」の要素に1点。

○ 「『ここ』で鳴っているのに、」確かにここで鳴っているのだが、」で○。

※ 「『ここ』で鳴っている」のニュアンスの成分がなければ×0点。

B 「定家には『ここ』のこととしては聞こえず、」〈2点〉

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「定家には」の要素に1点。

※ 「定家」の成分が入っていなければ×0点。

② 「『ここ』の『ここ』としては聞こえず、」の要素。

○ 「『ここ』で鳴っているとは思えず、」『ここ』で起こっているとは考えられず、」などでも可○。

※ 「『ここ』の否定のニュアンスの成分が入っていなければ×。

C 「定家と鐘を含むその〈あいだ〉のどこかの非空間で鳴っているように感じているということ。」〈2点〉

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

① 「定家と鐘を含むその〈あいだ〉の」の要素に1点。

○ 「定家と鐘の〈あいだ〉の」「定家と鐘を包摂する〈あいだ〉の」などでも可○。

※ 「定家と鐘を含むその〈あいだ〉」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

② 「どこかの非空間で鳴っているように感じているということ。」の要素に1点。

○ 「どこと特定できない非空間で鳴っていると受け止めていること。」「どこでもない非空間で鳴っていると感じているということ。」などでも可○。

※ 「非空間で鳴っていると感じる」のニュアンスの成分が入っていなければ×。

問6 9点

(模範解答例)

A ○1点

定家にとつて、〈A1点〉

B ○1点

B ○1点

定家と鐘の〈あいだ〉は 日常的な「距離」とは感じられず、〈B2点〉

C ○1点

C ○1点

寂寞と躍動するある種の生命感覚が立ち現れ、定家と鐘を破砕化する運動の力が働いて、〈C2点〉

X 〈分析〉ABCの2つ以上に得点有り→+1点

D ○1点

D ○1点

「ここ」「あそこ」などの 空間性が溶融してしまった場所と感じられたから。〈D2点〉

Y 〈総合〉Dに得点有り→+1点 (9点)

(内容【7点】+構造【2点】=9点)

☆各加点要素の加点の条件

※ A、B、C、Dは条件同士において、また条件B、C、D内では左に示す形で、部分採点可能とする。

(7点)

※ただし、【構造点】X・Yは、右に示した、条件、要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加
点する。(2点)

A 「定家にとって、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための、〈主体〉明示の条件。

○ 「定家には、」定家に見てみれば、

× 「定家」の成分が入っていないければ×。

B 「定家と鐘の〈あいだ〉は日常的な『距離』とは感じられず、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をすべく、A(定家)の感受の仕方を説明して行く〈notP〉の条件。

① 「定家と鐘の〈あいだ〉は」の要素に1点。

× 「定家と鐘の〈あいだ〉」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「日常的な『距離』とは感じられず、」の要素に1点。

○ 「通常の『距離』というものではなく、」物理的な『距離』とは思えず、」などでも可○。

× 「日常的な『距離』」の否定のニュアンスの成分が入っていないければ×。

C 「寂寞と躍動するある種の生命感覚が立ち現れ、定家と鐘を破砕化する運動の力が働いて、」(2点)

※ 傍線部の理由説明をすべく、A(定家)の感受の仕方を説明して行く〈butQ〉の条件。

① 「寂寞と躍動するある種の生命感覚が立ち現れ、」の要素に1点。

○ 「寂寞と躍動を繰り返すある生命感覚が発現し、」寂しさと活発さの同居する生命の感じが顕わになり、」
などでも可○。

× 「寂寞と躍動の生命感覚」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「定家と鐘を破砕化する運動の力が働いて、」の要素。

○ 「定家も鐘も破砕する運動の力が作動して、」定家と鐘をともに砕いてしまう運動力が働いて、」などでも可○。

× 「定家と鐘を破砕する運動力」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

D 「『い』『あそこ』などの空間性が溶融してしまった場所と感じられたから。」の要素(2点)

① 「『い』『あそこ』などの」の要素に1点。

× 「『い』『あそこ』」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

② 「空間性が溶融してしまった場所と感じられたから。」の要素に1点。

○ 「空間性が融けてしまった場だと感じられたから。」空間が溶解してしまった場と感じ取ってしまった
から。」などでも可○。

× 「空間性の溶融」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

〔三〕(古文) 採点基準 (40点)

問1 各3点×3＝6点

〔傍線部①〕

A○2点

B○1点

(模範解答例)

満足なざる様子で

お過ごしになる。

【3点】

☆各加点要素の加点の条件

▲主語「後鳥羽院は」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

A「満足なざる様子で」(2点)

※「御心ゆくさまにて」の解釈

○「満足なざる様子で」という内容。

✖そのまま「心ゆくまま」はダメ。✖0点。

B「お過ごしになる」(1点)

※「過ごさせ給ふ」の解釈。

○「過ごしなざる」という内容。「(時を)過ごし」＋尊敬の補助動詞の意味。完答。

✖「くなさった」のように、過去の意味を加えているものは✖0点。

〔傍線部②〕

A○2点

B○1点

(模範解答例)

お酒を召しあがる

折に【3点】

☆各加点要素の加点の条件

▲主語「後鳥羽院は」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

A「お酒を召しあがる」(2点)

※「大御酒参る」の解釈

○「お酒を 召しあがる」の内容。

○「酒を飲む」＋尊敬の意味。

✖「酒を飲む」＋謙讓(いただく)になっている場合は✖0点。

B 「折に」(1点)

※ 「ついでに」の解釈。

- 「時に」「際に」「機会に」のような解答。
- ✖ これだけ正解では加算無し。

〔傍線部③〕

A ○1点

B ○2点

(模範解答例)

お着物を脱いで(褒美として) お与えになる【3点】

☆各加要素の加算の条件

▲主語「後鳥羽院は」はあってもなくても構わない。ただし、主語が違っていたら、▲1点減点

A 「お着物を脱いで」(1点)

※ 「御衣ぬぎて」の解釈

○ 「お着物を 脱ぐ」の内容。

✖ 単に「着物」は✖。後鳥羽院への敬意が必要。「お着物」

○ 「お着物」は「お召し物」など、敬意が含まれていればよい。

○ 「脱いで」が「お脱ぎになって」となっているものは当然○。

B 「褒美として」お与えになる「(2点)

※ 「かづけさせ給ふ」の解釈。

○ 「褒美として」は無くても○。

✖ 「与ええる」など、「させ給ふ」の二重尊敬尊を踏まえていないものは✖。

問2 5点

A ○1点

(解答) 副詞「いと」+

B ○1点

C ○1点

ア行下二段活用動詞「心得」未然形+打消の助動詞「ず」連用形+
D ○1点 E ○1点

ラ行四段活用動詞「なる」連用形+接続助詞「て」

☆各加要素の加算の条件

A 副詞「いと」 ○1点。(このままの解答。完答。

B ア行下二段活用動詞「心得」未然形 ○1点。このままの解答。完答。

C 打消の助動詞「ず」連用形 ○1点。このままの解答。完答。

D ラ行四段活用動詞「なる」連用形 ○1点。このままの解答。完答。

E 接続助詞「て」 ○1点。このままの解答。完答。

※例を示して、答え方を指定している。よって、同意でもこのままでないものは不可※。

問3 ア4点＋イ5点＝7点

「ア」

A ○3点

B ○1点

(模範解答例)

すばらしい配慮

であるよ【4点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「すばらしい配慮」(3点)

※ 「いたきわざ」の解釈

○ 「素晴らしいこと」「非常に趣き深い気配り」「たいそう風流な所作」でも可。プラスイメージ。

B 「であるよ」(1点)

※ 「なれ(断定の助動詞「なり」)」の解釈

○ 「である」があればよい。「だ」でも可。

※ Aに加点が無い場合は得点できない。

「イ」

A ○1点

B ①○2点

B ②○2点

※

(模範解答例)

修明門院の、昔からのしきたりに従って

勝負事の賞品として銭を準備する

という配慮。

【5点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「修明門院の」(1点)

※設問条件「誰の」

B 「昔からのしきたりに従って 勝負事の賞品として銭を準備する」(4点)

※設問条件「どのような」

※「いにしへより、殿上の賭弓といふことには、これをこそかけ物にせしか。(昔から、宮中の賭弓というものには、この銭を賞品にしたものだ)」を踏まえる。次の①②の2点に各1点。

① 「昔からのしきたりに従って」(2点)

※「いにしへの決まりに倣って」などという内容。

② 「勝負事の賞品として銭を準備する」(2点)

※「勝負事の賞品として銭を選ぶ」という内容。

△趣旨は正しいが「銭」ということが明示されていない場合、△1点減点

※「という配慮。」

※加点しないが、抜けている場合、▲1点減点

○「配慮」を意味する書き方なら、「〜という行い」などでも○。

問4 6点

(模範解答例)

A ○1点

B ○3点

なにがしの中将が、修明門院様が準備した銭について勝負事の賞品として意外でふさわしくないと考えた

C ○2点

※○
のは間違いであったと気付かされた。と。

【6点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「なにがしの中将が」(1点)

※思った主語の補足

○ 「中将が」だけでも良い。

B 「修明門様が準備した銭について勝負事の賞品として意外でふさわしくないと考えた」(1点)「(3点)

※設問条件「どのようなことについて」の内容

- 「修明門院様が準備した銭が賭け事の商品としては不適切と判断した」という内容
△ 「修明門院様が」が抜けていたら ▲ 1点減点で △ 1点。

C 「間違いであったと気付かされた」(2点)

※設問条件「どう思ったか」の内容

- 「誤りであることに気づいた」という内容。
○ 「間違っていたことを認めた」でも可。
○ Bからの流れで、「思った」内容だと取れば、「間違っていた」でも可。○。

※ 「こと」

※文末処理。「こと」ということ」など。

▲加点はしないが、文末処理がされていない場合 ▲ 1点減点。

問5 8点

(模範解答例)

A ①○2点

A ②○2点

秦のなにがしという隨身が

白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたのも、

B ①○2点

B ②○2点

※○

『源氏物語』の一節を踏まえた 非常に風情がある趣向である ということ。【6点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「秦のなにがしという隨身が 白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたのも」(4点)

※「これも」の内容

○ 「秦のなにがしが白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたという行為」という内容

※次の①②の2点に加点する

① 「秦のなにがしという隨身が」(2点)

○ 主体が書かれていれば○2点。

○ 「ある随人が」ということがわかれば○

② 「白い米を洗って笹の上のせて後鳥羽院に差し上げたのも」(2点)

○ 行為が書かれていれば○2点。

△光源氏の目の前で、調理をしたことになぞらえている。B①の内容が書かれていれば、A②の内容が不完全でも後鳥羽院の目の前で調理をするような行為ととれば、△1点とする。

B 『源氏物語』の一節を踏まえた 非常に風情がある趣向である」(4点)

※「けしがるわざかな」の内容

○ 「源氏物語を踏まえた風情のある趣向」という内容。

※次の①②の2点に加点する

① 『源氏物語』の「一節を踏まえた」(2点)

- 「けしかるわざ(心憎い趣向)」といえることがら。
- 行為が、『源氏物語』を踏まえているという内容。

② 「非常に風情がある趣向である」(2点)

- 「けしかるわざ」の意味
- ※ 「心憎い」「すばらしい」趣向であるという、プラスの意味。
- ✖ 「けしからん」という想像からの、マイナスに取っているものは✖。

※ 「しらべ」

※文末処理。「〜ということ」など。

▲加点はしないが、文末処理がされていない場合▲1点減点。

問6 3点

オ

〔四〕(漢文) 採点基準 (合計 45点)

問1 4点+5点=9点

(1) 4点

(模範解答) あにひとりひんしよ (よ) のみならんや 【4点】

(別解答) あにひとりひんしよ (よ) のみならん 【4点】

☆加点の条件

✖ ひらがな以外の文字を一字でも用いているものは ✖ 0点。

※ 句読点の有無は問わない。

△ 「ひとり」を、「ただ」または「ただに」としているものは ▲ 3点減点で、△ 1点。

✖ 他は一字でも誤りがあれば不可 ✖ 0点。

(2) 5点

A 庶民 だけだろうか、いや、庶民 だけではない。
B 庶民 だけだろうか、いや、庶民 だけではない。

☆加点の条件

A 「豈に独りゝのみならんや」の訳

「どうして(ただ) だけだろうか、(いや) だけではない」

○ 「どうして」は「なぜ」も可。

※ 「ただ」の有無は不問。

▲ ただし、「ただに」と訳しているものは ▲ 1点減点。

○ 「だけ」を「のみ」と訳しているものも○。

○ 「どうして(ただ) 庶民だけだろうか、いや、それだけではない」としているものも○とする。

○ 「だろう」がなく、「どうして(ただ) しか、いや、だけではない」としているものも○。

○ 「くだろうか」でなく「だろう」のみとしている場合も可。

○ 「どうして だけだろうか」は、「どうしてに 限ったことだろうか」のような訳も可とする。

○ 「(いや) 庶民だけではない」は、「貴人も同様である」のような訳も可とする。

▲ 「どうして(ただ) だけだろうか」はあるが、「いや、だけではない」の部分を誤っているものは ▲ 3点減点 (= △ 2点)。

(例) 「いや、庶民ではない」や「いや、そうではない」としているもの △ 2点

▲ 「どうして(ただ) だけだろうか」の部分は誤っている(例: 「どうして庶民だろうか」が、「(いや) だけではない」の部分は正しく書けているものは ▲ 3点減点 (= △ 2点)。

✕ 「(ただ) だけで」がなく、「どうして、庶民だろうか、いや、庶民ではない」「庶民ではない」のようにしているもの(累加形であることを理解していないもの)は✕0点。

○ 「どうして(ただ) だけだろうか」がなく、「(いや) だけではない」のみ⇨反語の意味する内容があれば、○5点

△ 「どうして(ただ) だけだろうか」の部分は正しく書いているが、「(いや) だけではない」の反語を意味する部分がないもの⇨▲1点減点(⇨△4点)

B 「庶民」「衆庶」の訳

※加要素としない。

▲ただし、「庶民」「ふつうの人」の意味で言い換えず、そのまま「衆庶」としているものや、明らかに間違った訳を当てているものは▲1点減点。

問2 4点+5点=9点

(1) 4点

(模範解答) 莫^レ若^三太子之最愛^二陛下^一也

☆加点の条件

※解答例のみ正解。

※一カ所でも誤りがあれば✖0点。

※送り仮名や振り仮名を一カ所でもつけているものは✖0点。

(2) 5点

A○ B○1点 C○4点

(模範解答) 皇太子が 最も陛下を愛している のに及ぶ者はおりません。

☆各加点要素の加点の条件

※敬語表現(「～ます・～です」など)の有無は問わない。

A 「皇太子が」

※「太子之(太子の)」の訳。これだけでは加点しない。

▲ただし、まったく訳出していないものや、明らかに間違った訳をしている場合は▲1点減点。

○ 「皇太子」は「太子」「皇嗣」も○。

▲ 「皇太子」を「皇子」とするのは不可。▲1点減点。

(「皇太子」と「皇子」は同じではない。「皇子」は皇帝の子すべてを指すが、「皇太子」は皇帝の子のうち時期皇帝とされる一人だけを指す)

B 「最も陛下を愛している」(1点)

※ 「最愛陛下(最も陛下を愛する)」の訳

○ 「陛下」は「皇帝」「帝」「文帝」「あなた」も可○。

○ 「愛している(愛する)」は、「敬愛する」「好き」なども可○。

C 「のに及ぶ者はおりません」(4点)

※ 「莫若(～に若くは莫し)」の訳

○ 「～にかなうものはない」「～に並ぶ者はない」「～に等しいものはない」「～以上に…ものはない」「～よりも…ものはない」のような訳も可○。最上級表現となっていること。

○ 「～のがいちばんだ」のような訳(例「皇太子が最も陛下を愛しているのが一番です」)も、日本語としてはヘンだが、最上級表現は満たしているとして、可○とする。

※ただし、「皇太子が最も太子を愛しております」のような訳は、意識としては問題ないが、Bまでの訳であり、要素Cを訳しているとは言えないので、✖不可とする。0点。

問3 5点

(五)

問4 4点+6点=10点

④ がしにいたらしむ (4点)

☆加点の条件

- ※「すべてひらがな」の指示アリ。カタカナ不可。
- 「がし」は「がしする」「がしすること」「うえ(ゑ)じに」「うえ(ゑ)じにする」「うえ(ゑ)てしする」「うえ(ゑ)てしすること」も可○とする。
- ▲「がし」の「が」を、「ぐわ」としているものは▲2点減点。「餓」は歴史的仮名づかいでも「が」である。
- ※他は一カ所でも誤りがあれば×0点。

A○2点

B○2点

C○1点

D○1点

⑤ いは(わ)んや ひとのたんをあきらかにして よをただすもの をや
(6点)

☆加点の条件

- ※「すべてひらがな」の指示アリ。カタカナ不可。
- ()内の現代仮名遣いは可○。

A「いは(わ)んや」(2点)

※「況」の読み

※解答例のみ正解。一字でも誤りがあれば×0点。

B「ひとのたんをあきらかにして」(2点)

※「明人之短」の読み

○「あきらかにして」は「あきらかにし」も可○。

※その他は、解答例のみ正解。一字でも誤りがあれば×0点。

C「よをただすもの」(1点)

※「矯世者」の読み

※解答例のみ正解。一字でも誤りがあれば×0点。

D「をや」(1点)

※「況」に呼応する文末

※解答例のみ正解。一字でも誤りがあれば×0点。

※「をや」を「おや」としているものは不可

問5 各1×4＝4点

a＝これ

b＝よりにてこたへ(え)て

c＝すなは(わ)ち

d＝ゆゑ(え)に

※解答通り。「送り仮名も含めて、ひらがなの指示アリ。カタカナ不可。

○()内の現代仮名遣いは可○。

問6 3点

(イ) (エ) (ク)

☆各加点要素の加点の条件

○ 正解一つにつき1点を与える。

▲ 不正解一つにつき減点1点。

※ただし最低点は0点。